

2022年5月11日

株 主 各 位

東京都港区虎ノ門一丁目23番1号
RPAホールディングス株式会社
代表取締役 高橋 知道

第23回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第23回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、本株主総会における新型コロナウイルスの感染リスクを避けるため、ハイブリッド参加型バーチャル株主総会を導入いたしました。株主の皆様には、後記「株主総会インターネット参加のご案内」をご確認のうえ、当日のご来場は極力お控えいただきますようお願い申し上げます。事前に議決権を行使いただける場合は、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示のうえご返送いただくか、当社の指定する議決権行使サイト (<https://evote.tr.mufg.jp/>) において賛否を入力されるか、いずれかの方法により、2022年5月26日（木曜日）午後6時までに到着するよう議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

敬 具

新型コロナウイルスの感染拡大に鑑み、株主総会当日のご出席を検討されている株主様におかれましては、株主総会当日の流行状況やご自身の体調を十分にご確認のうえ、マスク着用などの感染予防に最大限ご配慮いただきますようお願いいたします。

なお、株主様同士のお席の間隔を広く取るため、十分な座席が確保できない可能性があります。満席となった場合、ご来場いただきましても入場をお断りすることになりますので、あらかじめご承知くださいますようお願いいたします。

記

1. 日 時 2022年5月27日（金曜日）午前10時00分
（午前9時30分に開場いたします。）
※ 前回定時総会より開催時間が変更となっておりますので、お間違いのないようご注意ください。
2. 場 所 東京都中央区八重洲一丁目3番7号
八重洲ファーストフィナンシャルビル2階
ベルサール八重洲
（末尾の会場ご案内図をご参照ください。）
※ 前回定時総会より会場が変更となっておりますので、末尾の会場ご案内図をご参照いただき、お間違いのないようご注意ください。
3. 目的事項
報告事項
1. 第23期（2021年3月1日から2022年2月28日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第23期（2021年3月1日から2022年2月28日まで）計算書類報告の件
- 決議事項
- 第1号議案 定款一部変更の件
- 第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件
- 第3号議案 監査等委員である取締役4名選任の件
- 第4号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件
- 第5号議案 監査等委員である取締役に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件
4. 招集にあたっての決定事項
- 当社は、次に掲げる事項については、法令及び定款第15条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（<https://rpa-holdings.com/>）に掲載しておりますので、本招集ご通知提供書面には記載しておりません。
- ①事業報告の「新株予約権等の状況」
 - ②事業報告の「業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況」
 - ③事業報告の「剰余金の配当等の決定に関する方針」
 - ④連結計算書類の「連結注記表」
 - ⑤計算書類の「個別注記表」
- 従いまして、本招集ご通知に記載している事業報告、連結計算書類及び計算書類は、会計監査人又は監査等委員会が会計監査報告又は監査報告を作成するに際して監査した事業報告、連結計算書類及び計算書類の一部であります。

以上

- ◎ 株主ではない代理人及び同伴の方など、議決権を行使することができる株主以外の方はご入場いただけませんので、ご注意ください。
- ◎ お土産の配布は予定しておりません。あらかじめご了承のほどお願い申し上げます。

- ◎ なお、株主総会参考書類並びに事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、修正後の事項をインターネット上の当社ウェブサイト (<https://rpa-holdings.com/>) に掲載させていただきます。
- ◎ 株主総会当日の新型コロナウイルスの感染状況に応じ、当社は必要な感染防止策を行います。なお、今後の状況により株主総会の運営に大きな変更が生ずる場合は、以下のウェブサイトでお知らせいたしますのでご確認ください。
<https://rpa-holdings.com/>

※ログインID、パスワードの入力にハイフン（—）は不要です。

※本サイトの公開期間は、本招集通知到着時～2022年5月27日です。

公開期間外は、株主様認証画面（ログイン画面）は表示されるものの、ログイン後のページにアクセスすることはできません。

- ③ログイン後、「当日ライブ視聴」ボタンをクリックし、当日ライブ視聴等に関するご利用規約をご確認の上、「利用規約に同意する」にチェックし、「視聴する」をクリックしてください。

※当日ライブ視聴ページは、開始時間30分前頃よりアクセス可能となります。

【インターネット参加にかかるご留意事項】

- ・インターネット参加によりライブ中継をご覧いただくことは、会社法上、株主総会への出席とは認められません。そのため、インターネット参加を通じて株主総会において株主様に認められている質問、議決権行使や動議を行うことはできません。議決権行使は、行使期限にご留意いただいたうえで、議決権行使書の郵送や別途ご案内しているインターネットによる議決権行使、又は委任状等で代理権を授与した代理人による当日のご出席をお願い致します。
- ・ご使用のパソコン環境（機種、性能等）やインターネットの接続環境（回線状況、接続速度等）により、映像や音声に不具合が生じる場合がございますのであらかじめご了承ください。
- ・ご視聴いただくための通信料金等は、各株主様のご負担となります。
- ・通信環境やシステム障害等により株主様が受けた被害につきましては、当社は一切責任を負いかねますのでご了承ください。
- ・インターネットによるライブ中継につきましては、万全を期しておりますが、通信環境の悪化やシステム障害等の不測の事態により参加できない場合があるほか、状況によっては中止することがありますのであらかじめご了承ください。

【推奨環境】

株主総会オンラインサイトの推奨環境は以下のとおりです。

なお、Internet Explorerはご利用いただけませんので以下ブラウザをご利用ください。

	PC		モバイル		
	Windows	Macintosh	iPad	iPhone	Android
OS	Windows 10以降	MacOS X 10.13(High Sierra) 以 降	iOS 13.0 以降	iOS 12.0 以降	Android 8.0以降
ブラウザ	Google Chrome、 Microsoft Edge(Chromium)	Safari、 Google Chrome	Safari	Safari	Google Chrome

※上記環境においても通信環境や端末により正常に動作しない場合がございます。

<p>ID/パスワードに関するお問い合わせ 三菱UFJ信託銀行株式会社 ・電話 0120-191-060 (通話料無料) 受付時間 2022年5月27日(株主総会当日) 午前9時～株主総会終了まで</p>

<インターネットによる議決権行使のお手続きについて>

インターネットにより議決権を行使される場合は、下記事項をご確認のうえ、行使していただきますようお願い申し上げます。

当日ご出席の場合は、郵送（議決権行使書）又はインターネットによる議決権行使のお手続きはいずれも不要です。

記

1. 議決権行使サイトについて

- (1) インターネットによる議決権行使は、パソコンまたはスマートフォンから当社の指定する議決権行使サイト（<https://evote.tr.mufg.jp/>）にアクセスしていただくことによるのみ実施可能です。（ただし、毎日午前2時から午前5時までは取り扱いを休止します。）
- (2) インターネット接続にファイアウォール等を使用されている場合、アンチウイルスソフトを設定されている場合、TLS暗号化通信を指定されていない場合、proxyサーバーをご利用の場合等、株主様のインターネット利用環境によっては、ご利用できない場合もございます。
- (3) インターネットによる議決権行使は、2022年5月26日（木曜日）の午後6時まで受け付けいたしますが、お早めに行使していただき、ご不明な点等がございましたらヘルプデスクへお問い合わせください。

2. インターネットによる議決権行使方法について

(1) パソコンによる方法

- ・議決権行使サイト（<https://evote.tr.mufg.jp/>）において、議決権行使書用紙に記載された「ログインID」及び「仮パスワード」をご利用いただき、画面の案内に従って賛否をご入力ください。
- ・株主様以外の第三者による不正アクセス（“なりすまし”）や議決権行使内容の改ざんを防止するため、ご利用の株主様には、議決権行使サイト上で「仮パスワード」の変更をお願いすることになりますのでご了承ください。
- ・株主総会の招集の都度、新しい「ログインID」及び「仮パスワード」をご通知いたします。

(2) スマートフォンによる方法

- ・議決権行使書用紙に記載の「ログイン用QRコード」をスマートフォンにより読み取ることで、議決権行使サイトに自動的に接続し、議決権行使を行うことが可能です。

(「ログインID」及び「仮パスワード」の入力は不要です。)

- ・セキュリティの観点からQRコードを用いた議決権行使は1回に限り可能です。2回目以降は、QRコードを読み取っても「ログインID」「仮パスワード」の入力が必要になります。
- ・スマートフォン機種によりQRコードでのログインが出来ない場合があります。QRコードでのログインが出来ない場合には、上記2. (1) パソコンによる方法にて議決権行使を行ってください。

※QRコードは(株)デンソーウェブの登録商標です。

3. 複数回にわたり行使された場合の議決権の取り扱い

(1) 郵送とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効として取り扱わせていただきますのでご了承ください。

(2) インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。

4. 議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用について

議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用（インターネット接続料金等）は、株主様のご負担となります。

以 上

システム等に関するお問い合わせ

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部（ヘルプデスク）

・電話 0120-173-027（受付時間 午前9時～午後9時、通話料無料）

(提供書面)

事業報告

(2021年3月1日から)
(2022年2月28日まで)

1. 企業集団の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当連結会計年度における我が国の経済状況は、新型コロナウイルス感染症による経済活動の停滞が依然として続いております。新型コロナウイルス感染症に対するワクチンの接種の進展等に伴い、新型コロナウイルス感染症蔓延の収束と今後の経済活動再開の活性化が期待されているものの、新たな脅威と成り得る変異株が確認されるなど、国内景気や企業収益に与える影響については依然として先行き不透明な状況です。

こうした環境の中で、当社グループはロボットアウトソーシング事業、ロボットトランスフォーメーション事業の両事業ともに、既存顧客の継続・拡大、及び新規顧客の獲得に注力しました。さらに、新規事業であるRaaS事業の立ち上げに向けた先行投資を行いました。

また、一部出資先の業績動向を踏まえ、当社が保有する投資有価証券のうち、簿価に比べて実質価額が著しく下落したものについて投資有価証券評価損601百万円を、ロボットトランスフォーメーション事業の新規事業として取り組んでいる分野において回収可能性を評価した結果、のれん等の減損損失649百万円を計上することになりました。

その結果、当連結会計年度の売上高は16,796百万円（前連結会計年度比49.9%増）、営業利益は331百万円（前連結会計年度比37.8%減）、経常利益は276百万円（前連結会計年度比47.0%減）、親会社株主に帰属する当期純損失は1,210百万円（前連結会計年度は21百万円の親会社株主に帰属する当期純利益）となりました。

セグメントごとの経営成績は次のとおりであります。

ロボットアウトソーシング事業

ロボットアウトソーシング事業においては、「BizRobo!Basic」、
「BizRobo!Lite」、「BizRobo!mini」ともに導入企業が拡大し、ストック
型のライセンス収入が伸長しました。ストック型のライセンス収入中心の
収益構造となり、利益率は改善しセグメント利益を伸ばしました。

その結果、ロボットアウトソーシング事業では、売上高は3,354百万円
(前連結会計年度比5.8%増)、セグメント利益(営業利益)は640百万円
(前連結会計年度比56.0%増)となりました。

ロボットトランスフォーメーション事業

ロボットトランスフォーメーション事業においては、金融カテゴリにお
いて一時的な大型のキャンペーン案件が発生したこと、及び新規参入分野
の取扱シェアが拡大し、売上高は伸長しました。一方で取扱シェア拡大に
向けて販売促進費が増加しました。

その結果、ロボットトランスフォーメーション事業では、売上高は
12,935百万円(前連結会計年度比67.3%増)、セグメント利益(営業利
益)は394百万円(前連結会計年度比42.6%減)となりました。

RaaS事業

RaaS事業においては、「RoboRoboコンプライアンスチェック」の有料課
金ユーザーが増加、新たに開始したEC事業者向けのサービスも順調に立ち
上がり、リカーリングレベニューが増加しました。また、引き続き新しい
分野のサービス開発の先行投資を行いました。

その結果、RaaS事業では、売上高は200百万円(前連結会計年度比
817.9%増)、セグメント損失(営業損失)は244百万円(前連結会計年度
は263百万円のセグメント損失)となりました。

② 設備投資の状況

当連結会計年度中において実施いたしました当社グループの設備投資の
総額は428百万円で、その主なものは、ロボットアウトソーシング事業等
にかかるソフトウェアの取得によるものであります。

なお、重要な設備の除却又は売却はありません。

③ 資金調達の状況

当連結会計年度中に、新規事業の推進及び必要運転資金として、短期借入により500百万円、第3回無担保社債の発行により400百万円の調達を行いました。

④ 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況
重要な事項はありません。

⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況
該当事項はありません。

⑥ 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況
該当事項はありません。

⑦ 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況
重要な事項はありません。

(2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

① 企業集団の財産及び損益の状況

区 分	第 20 期 (2019年2月期)	第 21 期 (2020年2月期)	第 22 期 (2021年2月期)	第 23 期 (当連結会計年度) (2022年2月期)
売 上 高 (千円)	8,185,555	10,070,530	11,206,457	16,796,392
経 常 利 益 (千円)	908,111	382,083	521,932	276,773
親会社株主に帰属 する当期純利益又は 親会社株主に帰属す る当期純損失 (△) (千円)	559,106	17,363	21,030	△1,210,018
1株当たり当期純利益 又は1株当たり 当期純損失 (△) (円)	10.72	0.31	0.36	△19.74
総 資 産 (千円)	9,644,703	18,028,202	18,538,980	17,720,933
純 資 産 (千円)	5,647,338	13,106,803	13,142,114	11,645,974
1株当たり純資産 (円)	104.62	224.50	224.19	190.66

(注) 2018年12月1日付で普通株式1株につき5株、2019年7月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っておりますが、第20期の期首に当該株式分割が行

われたと仮定し、1株当たり純資産及び1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失を算定しております。

② 当社の財産及び損益の状況

区 分	第 20 期 (2019年2月期)	第 21 期 (2020年2月期)	第 22 期 (2021年2月期)	第 23 期 (当事業年度) (2022年2月期)
売 上 高 (千円)	1,156,083	1,920,032	1,642,751	1,587,493
経 常 利 益 (千円)	331,828	935,602	738,548	679,940
当期純利益又は 当期純損失 (△) (千円)	312,928	629,289	304,888	△1,464,078
1株当たり当期純利益 又は1株当たり 当期純損失 (△) (円)	6.00	11.21	5.21	△23.88
総 資 産 (千円)	7,211,081	16,480,872	16,708,209	15,336,229
純 資 産 (千円)	5,005,344	13,076,736	13,395,904	11,633,575
1株当たり純資産 (円)	92.66	223.99	228.52	190.66

(注) 2018年12月1日付で普通株式1株につき5株、2019年7月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っておりますが、第20期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産及び1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失を算定しております。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当社の 議決権比率	主 要 な 事 業 内 容
RPAテクノロジー ズ 株 式 会 社	30百万円	100.0%	ロボットアウトソーシング事業
株式会社セグメント	30	100.0	ロボットトランスフォーメーション事業
株式会社ディレクト	9	100.0	ロボットトランスフォーメーション事業
オープンアソシエイ ツ 株 式 会 社	30	100.0	RaaS事業
リーグル株式会社	30	100.0	セールスアウトソーシング事業

(4) 対処すべき課題

当社グループが対処すべき主な課題は、以下の項目と認識しております。

① 事業基盤の強化

当社グループの中核技術であるRPAは、市場の拡大に伴い日進月歩の進化を遂げている技術であります。当社グループが持続的な成長を維持していくためには、常に最先端のRPA技術を発掘、開発し、技術基盤を確固たるものにし続けていく必要があります。RPA技術を活用したビジネス領域の拡大のために、最先端の人工知能やRPA技術、事業に対してライセンス調達、資本業務提携等の戦略投資を積極的に行い、常に最先端のRPA技術サービスの開発と提供を行い、事業展開を推進し、事業基盤の構築に努めて参ります。

② Digital Laborを活用した新規事業創造

持続可能な成長性を維持し企業価値を向上させるためには、新規事業創造といったビジネス変革に対する取組みも重要であると認識しております。ロボットアウトソーシング事業で培ったDigital Laborの開発及び運用能力を最大限に活用し、新規事業創造を推進して参ります。

③ RPAプラットフォームの構築

当社グループでは、ロボットアウトソーシング事業の拡大に向けてRPAに関する積極的な情報提供、啓蒙活動を行って参りました。RPAに関する理解、普及を進め、当社グループが更なる成長を遂げるためには、RPAに関する情報発信、Digital Laborを販売・購入できるプラットフォームの提供が必要不可欠であると考えております。

当社グループでは、この状況に対処するため、顧客企業がDigital Laborの構築や運用に関する情報を収集、RPA技術や人工知能技術を売買できるプラットフォームを整備する事により、当社グループの顧客基盤及び収益機会の拡大に努めて参ります。

④ 人材の強化

当社グループ事業の継続的な発展を実現するためには、人材の獲得及び育成が重要であると考えております。当社グループのビジョンに共鳴する人材を確保し、持続的な成長を支える人材を育成すべく採用活動及び研修活動を強化して参ります。

⑤ 社内管理体制の強化

当社グループが、事業環境の変化に適応しつつ、持続的な成長を維持していくためには、内部管理体制の強化も重要であると考えております。内部統制の実効性を高めコーポレート・ガバナンスを充実していくことにより、リスク管理の徹底を図っていく所存であります。そのために、RPA技術を活用した内部監視体制の構築に努めて参ります。

(5) 主要な事業内容（2022年2月28日現在）

当社グループは、純粋持株会社であるRPAホールディングス株式会社（以下、当社）と、事業を担う連結子会社11社で構成されております。

当社は持株会社として当社グループ全体の戦略策定の他、各関係会社に対し、業務受託契約に基づく経営管理業務を行っております。

RPAテクノロジーズ株式会社がロボットアウトソーシング事業、株式会社セグメント及び株式会社ディレクトを中心とした連結子会社5社がロボットトランスフォーメーション事業、オープンアソシエイツ株式会社を中心とした連結子会社2社がRaas事業、リーグル株式会社がセールスアウトソーシング事業を展開しております。

(6) 主要な営業所（2022年2月28日現在）

① 当社

本 社	東京都港区
-----	-------

② 子会社

RPAテクノロジーズ株式会社	本社（東京都港区）
株式会社セグメント	本社（東京都港区）
株式会社ディレクト	本社（東京都港区）
オープンアソシエイツ株式会社	本社（東京都港区）
リーグル株式会社	本社（東京都港区）

(7) 使用人の状況 (2022年2月28日現在)

① 企業集団の使用人の状況

事業区分	使用人数	前連結会計年度末比増減
ロボットアウトソーシング事業	58 (13) 名	19名減 (2名減)
ロボットトランスフォーメーション事業	26 (11)	5名増 (28名減)
R a a S 事業	15 (—)	5名増 (—)
その他の	27 (31)	4名増 (17名増)
合計	126 (55)	5名減 (13名減)

(注) 使用人数は就業人員 (当社グループからグループ外への出向者を除き、グループ外から当社グループへの出向者を含む。) であり、パート及び嘱託社員は () 内に年間の平均人員を外数で記載しております。

② 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
15 (—) 名	2名減 (—)	41.3歳	4.3年

(注) 使用人数は就業人員 (当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む。) であり、パート及び嘱託社員は () 内に年間の平均人員を外数で記載しております。

(8) 主要な借入先の状況 (2022年2月28日現在)

借入先	借入額
株式会社りそな銀行	1,468,839千円
株式会社三菱UFJ銀行	1,000,000
日本生命保険相互会社	58,500

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の現況

(1) 株式の状況（2022年2月28日現在）

- ① 発行可能株式総数 187,600,000株
- ② 発行済株式の総数 61,930,000株
- ③ 株主数 13,564名
- ④ 大株主（上位10名）

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
高 橋 知 道	23,700,000株	38.86%
大 角 暢 之	6,120,000	10.03
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信 託 口)	2,528,900	4.15
ソ フ ト バ ン ク 株 式 会 社	2,300,000	3.77
CREDIT SUISSE AG SINGAPORE TRUST A/C CLIENTS FOR GMCM VENTURES P T E . L T D . 常任代理人株式会社三菱UFJ銀行	2,044,600	3.35
石 井 岳 之	1,845,000	3.03
松 井 哲 史	1,630,000	2.67
西 木 隆	1,350,000	2.21
山 根 大	754,000	1.24
BBH FOR GLOBAL X ROBOTICS AND ARTIFICIAL INTELLIGENCE ETF 常任代理人株式会社三菱UFJ銀行	731,682	1.20

(注) 持株比率は自己株式（940,300株）を控除して計算しております。

⑤ その他株式に関する重要な事項 新株予約権の行使

第1回新株予約権及び第2回新株予約権の行使により、発行済株式の総数は3,333,500株増加しております。

(2) 会社役員 の 状況

① 取締役 の 状況 (2022年2月28日現在)

会社における地位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代 表 取 締 役	高 橋 知 道	(株)セグメント取締役、RPAテクノロジーズ(株)取締役、オープンアソシエイツ(株)代表取締役
取 締 役	大 角 暢 之	RPAテクノロジーズ(株)代表取締役、一般社団法人日本RPA協会代表理事
取 締 役	松 井 哲 史	経営管理部管掌
取 締 役	西 木 隆	(株)ベクトル取締役、RPAテクノロジーズ(株)取締役、(株)セグメント取締役
取 締 役 (常勤・監査等委員)	増 田 吉 彦	増田吉彦公認会計士事務所代表、RPAテクノロジーズ(株)監査役、(株)セグメント監査役、オープンアソシエイツ(株)監査役、リーグル(株)監査役、Green Earth Institute(株)監査役
取 締 役 (監査等委員)	羽 入 敏 祐	(株)PR TIMES監査役、日之出コンサルティング(株)代表取締役
取 締 役 (監査等委員)	永 井 栄 一	ケイネックス法律事務所パートナー
取 締 役 (監査等委員)	高 橋 秀 明	学校法人津田塾大学評議員

- (注) 1. 取締役西木隆氏、増田吉彦氏、羽入敏祐氏、永井栄一氏及び高橋秀明氏は、社外取締役であります。
2. 取締役増田吉彦氏及び羽入敏祐氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知識を有しております。
3. 取締役永井栄一氏は、弁護士の資格を有しており、企業法務及び法律に関する相当程度の知見を有しております。
4. 当社は、取締役会以外の重要な会議への出席を継続的・実効的に行うなど、情報収集や監査の実効性を高めることを目的として、常勤の監査等委員を置いております。
5. 当社は、取締役西木隆氏、増田吉彦氏、羽入敏祐氏、永井栄一氏及び高橋秀明氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

② 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。

③ 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は当社及び当社子会社の取締役及び監査役であり、被保険者は保険料を負担しておりません。当該保険契約により被保険者が役員としての地位に基づいて行った行為に起因して法律上の賠償責任を負担した場合に、被保険者が被る損害を補填することとしております。但し、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因する損害等の場合には補填の対象としないこととしております。

④ 会社役員に対する報酬等

イ. 当事業年度に係る報酬等の総額

区 分	報酬等の総額	報酬等の種類別の総額			員 数
		基本報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等	
取締役（監査等委員を除く） （うち社外取締役）	90,600千円 (3,600)	90,600千円 (3,600)	－千円 (－)	－千円 (－)	4名 (1)
取締役（監査等委員） （うち社外取締役）	20,400 (20,400)	20,400 (20,400)	－ (－)	－ (－)	4 (4)
合 計 （うち社外役員）	111,000 (24,000)	111,000 (24,000)	－ (－)	－ (－)	8 (5)

ロ. 取締役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

区 分	報酬区分	株主総会の決議年月日	決議の内容	当該決議の定めに係る役員の員数
取締役（監査等委員を除く）	基本報酬	2018年5月30日開催の第19回定時株主総会	取締役（監査等委員を除く。）の報酬等の額として年額120百万円以内（但し、使用人分給与は含まない。）	取締役（監査等委員を除く。）の員数は3名
取締役（監査等委員）	基本報酬	2018年5月30日開催の第19回定時株主総会	取締役（監査等委員）の報酬等の額として年額50百万円以内	取締役（監査等委員）の員数は5名

ハ. 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は2021年2月26日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を決議しております。当該取締役会の決議に際しては、あらかじめ決議する内容について報酬諮問委員会へ諮問し、答申を受けております。

当社は個々の取締役の報酬等の決定に際しては各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針としております。当社は報酬諮問委員会を設置しており、報酬諮問委員会では、当該事業年度に係る報酬制度及び報酬水準等について審議を行い、独立社外取締役である委員から助言、提言を得ることとしております。

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額については、役位、職責、在任年数のほか、会社全体の業績、業績に対する個々人の貢献度、ならびに他社の役員報酬データを踏まえた優秀な人材確保に必要な報酬水準等を勘案し、報酬諮問委員会の答申を踏まえ、株主総会で決定された取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬限度額の範囲内で、取締役会で決定しております。

当事業年度における取締役の個人別の報酬等の内容の決定にあたっては、報酬諮問委員会がその内容について上記の決定に係る方針との整合性を含め総合的に検討を行い、取締役会へ答申を行っております。2021年5月26日開催の取締役会において、報酬諮問委員会の答申を踏まえて個々の取締役の報酬額を決定しているため、その決定内容は当社方針に沿うものであると判断しております。

また、監査等委員である取締役の報酬額については、その職責に鑑み基本報酬のみとし、株主総会で決定された報酬限度額の範囲内で、個々の報酬額を監査等委員である取締役の協議で決定しております。

⑤ 社外役員に関する事項

イ. 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

- ・社外取締役西木隆氏は、株式会社ベクトルの非常勤役員に就任しております。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。
- ・社外取締役（監査等委員）増田吉彦氏は、増田吉彦公認会計士事務所の代表であり、またGreen Earth Institute株式会社の非常勤役員に就任しております。当社と各兼職先との間には特別の関係はありません。
- ・社外取締役（監査等委員）羽入敏祐氏は、日之出コンサルティング株式会社の代表取締役であり、また株式会社PR TIMESの非常勤役員に就任しております。当社と各兼職先との間には特別の関係はありません。
- ・社外取締役（監査等委員）永井栄一氏は、ケイネックス法律事務所パートナーであります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。
- ・社外取締役（監査等委員）高橋秀明氏は、学校法人津田塾大学評議員であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。

ロ. 当事業年度における主な活動状況

	出席状況、発言状況及び社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要
社外取締役 西木 隆	当事業年度に開催された取締役会17回のうち15回に出席しております。経営者及び投資家としての経営や投資の分野における豊富な経験から、社外取締役として当社の経営に対する監督・助言や議案審議等に必要な発言を適宜行うなど、当社の意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。また、報酬諮問委員会の委員として、客観的・中立的立場で役員報酬等の決定過程における監督機能を担っております。

	出席状況、発言状況及び社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要
社外取締役 (監査等委員) 増田 吉彦	当事業年度に開催された取締役会17回のうち17回、監査等委員会14回のうち14回に出席し、公認会計士としての専門的見地を活かし、社外取締役として当社の経営に対する監督・助言や議案審議等に必要な発言を適宜行うなど、当社の意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。また、報酬諮問委員会の委員長として、客観的・中立的立場で役員報酬等の決定過程における監督機能を担っております。
社外取締役 (監査等委員) 羽入 敏祐	当事業年度に開催された取締役会17回のうち17回、監査等委員会14回のうち14回に出席し、監査役としての豊富な経験と公認会計士としての専門的見地から、社外取締役として当社の経営に対する監督・助言や議案審議等に必要な発言を適宜行うなど、当社の意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。
社外取締役 (監査等委員) 永井 栄一	当事業年度に開催された取締役会17回のうち17回、監査等委員会14回のうち14回に出席し、弁護士としての専門的見地から、社外取締役として当社の経営に対する監督・助言や議案審議等に必要な発言を適宜行うなど、当社の意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。
社外取締役 (監査等委員) 高橋 秀明	当事業年度に開催された取締役会17回のうち17回、監査等委員会14回のうち14回に出席し、経営者としての豊富な経験から、社外取締役として当社の経営に対する監督・助言や議案審議等に必要な発言を適宜行うなど、当社の意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。

(3) 会計監査人の状況

① 名称 有限責任 あずさ監査法人

② 報酬等の額

	報酬等の額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	37,350千円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	37,350

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

③ 非監査業務の内容

該当事項はありません。

④ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

⑤ 責任限定契約の内容の概要

当社と会計監査人有限責任 あずさ監査法人は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。

3. 会社の支配に関する基本方針

当社は、財務及び事業の方針の決定を支配する者は、安定的な成長を目指し、企業価値の極大化・株主共同の利益の増強に経営資源の集中を図るべきと考えております。

現時点では特別な買収防衛策は導入しておりませんが、今後も引き続き社会情勢等の変化を注視しつつ柔軟に検討を行って参ります。

連結貸借対照表

(2022年2月28日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	15,396,652	流動負債	4,582,815
現金及び預金	12,623,491	買掛金	1,342,354
受取手形及び売掛金	1,771,357	短期借入金	1,500,000
仕掛品	12,016	一年内償還予定の 社債	324,000
前払費用	201,412	一年内返済予定の 長期借入金	287,196
その他	788,375	未払金	193,701
		未払法人税等	185,388
		賞与引当金	68,218
		その他	681,957
固定資産	2,324,280	固定負債	1,492,143
有形固定資産	118,978	社債	752,000
建物	47,222	長期借入金	740,143
工具、器具及び備品	71,756	負債合計	6,074,958
無形固定資産	1,299,193	(純資産の部)	
のれん	570,397	株主資本	11,628,582
ソフトウェア	659,772	資本金	5,900,441
ソフトウェア仮勘定	68,951	資本剰余金	6,036,560
その他	72	利益剰余金	12,840
		自己株式	△321,260
投資その他の資産	906,107	新株予約権	5,263
投資有価証券	392,241	非支配株主持分	12,129
敷金	227,645		
繰延税金資産	286,220		
		純資産合計	11,645,974
資産合計	17,720,933	負債純資産合計	17,720,933

(注) 記載金額は千円未満を切捨して表示しております。

連結損益計算書

(2021年3月1日から
2022年2月28日まで)

(単位：千円)

科 目	金	額
売上高		16,796,392
売上原価		13,099,801
売上総利益		3,696,590
販売費及び一般管理費		3,365,353
営業利益		331,236
営業外収益		
受取利息及び配当金	2,332	
為替差益	840	
その他の	647	3,821
営業外費用		
支払利息	21,378	
支払手数料	993	
投資事業組合運用損	19,648	
持分法による投資損失	5,255	
社債発行費	7,632	
その他の	3,376	58,284
経常利益		276,773
特別利益		
事業譲渡益	40,000	40,000
特別損失		
減損損失	649,847	
投資有価証券評価損	601,105	1,250,953
税金等調整前当期純損失		△934,179
法人税、住民税及び事業税	282,436	
法人税等調整額	△1,337	281,099
当期純損失		△1,215,279
非支配株主に帰属する当期純損失		△5,261
親会社株主に帰属する当期純損失		△1,210,018

(注) 記載金額は千円未満を切捨して表示しております。

連結株主資本等変動計算書

(2021年3月1日から)
(2022年2月28日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本					新 株 予 約 権	非 支 配 株 主 持 分	純 資 産 合 計
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 資 合 主 本 計			
当連結会計年度期首残高	5,888,936	6,025,055	1,222,858	—	13,136,851	5,263	—	13,142,114
当連結会計年度変動額								
新 株 の 発 行 (新株予約権の行使)	11,505	11,505			23,010			23,010
親会社株主に帰属する 当期純損失			△1,210,018		△1,210,018			△1,210,018
自 己 株 式 の 取 得				△321,260	△321,260			△321,260
株主資本以外の項目の当連結会 計年度変動額(純額)						—	12,129	12,129
当連結会計年度変動額 合 計	11,505	11,505	△1,210,018	△321,260	△1,508,268	—	12,129	△1,496,139
当連結会計年度末残高	5,900,441	6,036,560	12,840	△321,260	11,628,582	5,263	12,129	11,645,974

(注) 記載金額は千円未満を切捨て表示しております。

貸借対照表

(2022年2月28日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	13,617,883	流動負債	2,267,354
現金及び預金	8,806,782	短期借入金	1,500,000
営業未収入金	105,778	一年内償還予定の 社 債	324,000
前払費用	48,022	一年内返済予定の 長期借入金	265,200
未収入金	98,100	未払金	51,307
短期貸付金	4,930,000	未払費用	41,134
その他	596,533	未払法人税等	47,714
貸倒引当金	△967,334	未払消費税等	21,020
		預り金	8,186
		賞与引当金	8,790
固定資産	1,718,346	固定負債	1,435,300
有形固定資産	113,308	社 債	752,000
建物	47,222	長期借入金	683,300
工具、器具及び備品	66,086	負債合計	3,702,654
無形固定資産	11,038	(純資産の部)	
ソフトウェア	10,965	株主資本	11,628,312
電話加入権	72	資本金	5,900,441
投資その他の資産	1,593,999	資本剰余金	6,036,560
関係会社株式	1,107,597	資本準備金	18,645
投資有価証券	240,986	その他資本剰余金	6,017,915
敷金	223,620	利益剰余金	12,570
繰延税金資産	21,796	利益準備金	7,500
		その他利益剰余金	5,070
		繰越利益剰余金	5,070
		自己株式	△321,260
		新株予約権	5,263
資産合計	15,336,229	純資産合計	11,633,575
		負債純資産合計	15,336,229

(注) 記載金額は千円未満を切捨して表示しております。

損 益 計 算 書

(2021年3月1日から)
(2022年2月28日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	額
営 業 収 益		1,587,493
営 業 費 用		932,491
営 業 利 益		655,001
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	75,999	
為 替 差 益	673	
そ の 他	130	76,803
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	20,418	
支 払 手 数 料	847	
社 債 発 行 費	7,632	
投 資 事 業 組 合 運 用 損	19,648	
そ の 他	3,316	51,863
経 常 利 益		679,940
特 別 損 失		
投 資 有 価 証 券 評 価 損	591,117	
関 係 会 社 株 式 評 価 損	1,161,648	
貸 倒 引 当 金 繰 入 額	334,826	2,087,592
税 引 前 当 期 純 損 失		△1,407,651
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	56,517	
法 人 税 等 調 整 額	△90	56,427
当 期 純 損 失		△1,464,078

(注) 記載金額は千円未満を切捨して表示しております。

株主資本等変動計算書

(2021年3月1日から)
(2022年2月28日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本								株主資本合 計
	資 本 金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金			自己株式	
		資本 準備金	その他 資本剰余金	資本剰余金 合 計	利 益 準備金	そ の 他 利益剰余金 繰越利益 剰 余 金	利益剰余金 合 計		
当 期 首 残 高	5,888,936	7,140	6,017,915	6,025,055	7,500	1,469,149	1,476,649	—	13,390,641
当 期 変 動 額									
新 株 の 発 行 (新株予約権の行使)	11,505	11,505		11,505					23,010
当 期 純 損 失						△1,464,078	△1,464,078		△1,464,078
自 己 株 式 の 取 得								△321,260	△321,260
株主資本以外の項目の当 期変動額(純額)									
当 期 変 動 額 合 計	11,505	11,505	—	11,505	—	△1,464,078	△1,464,078	△321,260	△1,762,329
当 期 末 残 高	5,900,441	18,645	6,017,915	6,036,560	7,500	5,070	12,570	△321,260	11,628,312

	新株予約権	純資産合計
当 期 首 残 高	5,263	13,395,904
当 期 変 動 額		
新 株 の 発 行 (新株予約権の行使)		23,010
当 期 純 損 失		△1,464,078
自 己 株 式 の 取 得		△321,260
株主資本以外の項目の当 期変動額(純額)	—	—
当 期 変 動 額 合 計	—	△1,762,329
当 期 末 残 高	5,263	11,633,575

(注) 記載金額は千円未満を切捨て表示しております。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2022年4月20日

R P Aホールディングス株式会社

取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	高 尾 英 明
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	野 尻 健 一

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、R P Aホールディングス株式会社の2021年3月1日から2022年2月28日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、R P Aホールディングス株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2022年4月20日

R P Aホールディングス株式会社

取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人
東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 高 尾 英 明

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 野 尻 健 一

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、R P Aホールディングス株式会社の2021年3月1日から2022年2月28日までの第23期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査等委員会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2021年3月1日から2022年2月28日までの第23期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ① 監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年4月21日

R P Aホールディングス株式会社 監査等委員会

監査等委員（常勤） 増 田 吉 彦 ⑩

監 査 等 委 員 羽 入 敏 祐 ⑩

監 査 等 委 員 永 井 栄 一 ⑩

監 査 等 委 員 高 橋 秀 明 ⑩

(注) 監査等委員増田吉彦、羽入敏祐、永井栄一及び高橋秀明は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以 上

株主総会参考書類

第1号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

(1) 現行定款第13条（招集）の変更

「産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律」（令和3年法律第70号）に基づき、場所の定めのない株主総会の開催が認められたことに伴い、定款第13条に第2項を追加するものであります。なお、場所の定めのない株主総会の開催のための省令要件に該当することについて、経済産業大臣及び法務大臣の確認を受けております。

(2) 現行定款第15条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の削除及び定款第15条（電子提供措置等）の新設

「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されます。これに伴い、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨の規定及び書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設け、株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定は不要となるためこれを削除するとともに、効力発生日等に関する附則を設けるものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線部分は変更箇所を示しております。)

現行定款	変更案
<p>(招集)</p> <p>第13条 当会社の定時株主総会は、毎事業年度終了後3ヶ月以内に招集し、臨時株主総会は、その必要がある場合に随時これを招集する。</p> <p style="text-align: center;"><新設></p> <p><u>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</u></p> <p>第15条 <u>当社は、株主総会の招集に関し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従い、インターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</u></p> <p style="text-align: center;"><新設></p>	<p>(招集)</p> <p>第13条 当会社の定時株主総会は、毎事業年度終了後3ヶ月以内に招集し、臨時株主総会は、その必要がある場合に随時これを招集する。</p> <p>2 <u>当会社の株主総会は、場所の定めのない株主総会とすることができる。</u></p> <p style="text-align: center;"><削除></p> <p><u>(電子提供措置等)</u></p> <p>第15条 当社は、株主総会の招集に際し、<u>株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</u></p> <p>2 <u>当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</u></p>

現行定款	変更案
<p>(附則) (監査役の責任免除等に関する経過措置)</p> <p>1 第19回定時株主総会終結前における監査役（監査役であった者を含む。）の行為に関する会社法第423条第1項の賠償責任の取締役会決議による免除については、なお従前の例による。</p> <p>2 第19回定時株主総会終結前における監査役（監査役であった者を含む。）の行為に関する会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約については、なお従前の例による。</p> <p style="text-align: center;">＜新設＞</p>	<p>(附則) (監査役の責任免除等に関する経過措置)</p> <p><u>第1条</u> 第19回定時株主総会終結前における監査役（監査役であった者を含む。）の行為に関する会社法第423条第1項の賠償責任の取締役会決議による免除については、なお従前の例による。</p> <p>2 第19回定時株主総会終結前における監査役（監査役であった者を含む。）の行為に関する会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約については、なお従前の例による。</p> <p style="text-align: center;"><u>(電子提供措置等の経過措置)</u></p> <p><u>第2条</u> <u>変更前定款第15条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の削除および第15条（電子提供措置等）の新設は、会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定の施行の日である2022年9月1日（以下「施行日」という）から効力を生ずるものとする。</u></p> <p>2 <u>前項の規定にかかわらず、施行日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、変更前定款第15条は、なお効力を有する。</u></p> <p>3 <u>本条は、施行日から6か月を経過した日または前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</u></p>

第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）全員（4名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、取締役4名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、当社の監査等委員会は、取締役会の監督と執行のあり方、取締役候補者の選任基準等を確認し、検討を行いました。その結果、各候補者の当該事業年度における業務執行状況及び業績等を勘案し、すべての候補者について適任であると判断しております。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式数
1	たか 橋 とも 道 高橋 知道 (1970年6月9日)	1993年6月 アンダーセンコンサルティング (現アクセンチュア株式会社) 入社 1996年11月 ソフトバンク株式会社 (現ソフト バンクグループ株式会社) 入社 2000年4月 当社設立、代表取締役就任 (現 任) 2005年5月 株式会社ベクトル取締役就任 2008年12月 リーグル株式会社取締役就任 2012年11月 株式会社セグメント取締役就任 (現任) 2013年7月 ビズロボジャパン株式会社 (現R P Aテクノロジーズ株式会社) 取 締役 (現任) 2013年8月 維酷公共関係諮問 (上海) 有限公 司監事就任 2013年9月 株式会社アドベンチャー取締役就 任 2016年1月 オープンアソシエイツ株式会社取 締役就任 2019年5月 オープンアソシエイツ株式会社代 表取締役執行役員社長就任 (現 任)	23,700,000株

候補者 番号	ふ り が な 氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式数
2	おお すみ のぶ ゆき 大 角 暢 之 (1970年12月9日)	1995年6月 アンダーセンコンサルティング (現アクセンチュア株式会社) 入社 1999年10月 ソフトバンク株式会社 (現ソフト バンクグループ株式会社) 入社 2000年4月 当社設立、取締役就任 (現任) 2013年7月 ビズロボジャパン株式会社 (現R P Aテクノロジーズ株式会社) 代 表取締役社長就任 2016年8月 一般社団法人日本RPA協会代表理事 就任 (現任) 2017年2月 R P Aエンジニアリング株式会社 監査役就任 2019年5月 R P Aテクノロジーズ株式会社代 表取締役執行役員社長就任 (現 任)	6, 120, 000株
3	まつ い きと し 松 井 哲 史 (1979年6月18日)	2004年4月 当社入社 2014年11月 当社、ビズロボジャパン株式会社 (現R P Aテクノロジーズ株式会 社)、株式会社セグメント、リー グル株式会社監査役就任 2015年11月 当社取締役就任 (現任)	1, 630, 000株

候補者 番号	ふ り が な 氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式数
4	にし き たかし 西 木 隆 (1968年4月8日)	1993年4月 三井不動産株式会社入社 2000年10月 クレディスイスファーストポスト ン証券(現クレディスイス証券株 式会社)東京支社入社 2001年9月 Colony Capital Asia Pacific Pte.Ltd.東京支店入社、COO就任 2003年9月 ラウンドヒル・キャピタルパート ナーズ株式会社代表取締役就任 2007年11月 プルデンシャル・リアルエステー ト・インベスターズ・ジャパン株 式会社代表取締役就任 2010年10月 カーバル・インベスターズ・ピー ティーイー・リミテッド東京支店 入社、日本代表就任 2014年1月 Stream Capital Partners Japan株 式会社設立、代表取締役就任 2014年9月 株式会社アドベンチャー監査役就 任 2015年5月 株式会社ベクトル取締役就任(現 任) 2015年11月 当社監査役就任 ビズロボジャパン株式会社(現R PAテクノロジーズ株式会社)、 株式会社セグメント、リーグル株 式会社監査役就任 2016年1月 オープンアソシエイツ株式会社監 査役就任 2016年12月 株式会社オークファン取締役就任 2018年5月 当社取締役(監査等委員)就任 2020年5月 当社取締役就任(現任) RPAテクノロジーズ株式会社、 株式会社セグメント取締役就任 (現任)	1,350,000株

- (注)
1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
 2. 西木隆氏は、社外取締役候補者であります。
 3. 西木隆氏を社外取締役候補者とした理由は、同氏は当社の業務へ精通しており、経営者及び投資家としての豊富な経験と幅広い見識を客観的かつ中立の立場で当社の経営に反映していただけるものと考えたためであります。
 4. 西木隆氏は、現在当社の社外取締役であります。社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって4年となります。
 5. 当社は、西木隆氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としており、同氏の再任が承認された場合は、当該契約を継続する予定であります。
 6. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、当社取締役を含む被保険者がその地位に基づいて行った行為に起因して法律上の賠償責任を負担した場合に被保険者が被る損害を当該保険契約により填補することとしております。各候補者は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。
 7. 当社は、西木隆氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。同氏の再任が承認された場合は、当社は引き続き同氏を独立役員とする予定であります。

第3号議案 監査等委員である取締役4名選任の件

監査等委員である取締役全員（4名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、監査等委員である取締役4名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役の候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	ふ り が な 氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式数
1	ます だ よし ひこ 増 田 吉 彦 (1982年4月27日)	2005年4月 あずさ監査法人（現有限責任あずさ監査法人）入所 2008年1月 公認会計士登録 2013年8月 朝日税理士法人入所 2014年2月 税理士登録 2015年7月 増田吉彦公認会計士事務所代表（現任） 2018年5月 当社取締役（監査等委員）就任（現任） 2019年12月 Green Earth Institute株式会社監査役就任（現任） 2020年5月 RPAテクノロジーズ株式会社、株式会社セグメント、リーグル株式会社、オープンアソシエイツ株式会社監査役就任（現任）	一株
2	なが い えい いち 永 井 栄 一 (1977年10月17日)	2005年9月 弁護士登録（58期） 2005年10月 ポールヘイスティングス法律事務所・外国法共同事業入所 2008年10月 アレン・アンド・オーヴェリー外国法共同事業法律事務所入所 2012年3月 ホワイト&ケース法律事務所 ホワイト&ケース外国法事務弁護士事務所（外国法共同事業）入所 2012年9月 ホワイト&ケース法律事務所ロンドンオフィス 2013年9月 ホワイト&ケース法律事務所 ホワイト&ケース外国法事務弁護士事務所（外国法共同事業）復帰 2016年1月 ケイネックス法律事務所を設立 パートナー就任（現任） 2016年4月 当社監査役就任 2018年5月 当社取締役（監査等委員）就任（現任）	225,000株

候補者 番号	ふ り が な 氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社 の株式数
3	たか はし ひで あき 高橋秀明 (1948年3月22日)	1974年8月 米国NCRコーポレーション入社 1992年3月 日本NCR株式会社代表取締役副社長就任 1994年7月 米国AT&Tコーポレーション コーポレートオフィサー就任 1997年12月 米国NCRコーポレーション上級副社長 兼 日本NCR株式会社代表取締役会長就任 2000年3月 富士ゼロックス株式会社（現富士フイルムビジネスイノベーション株式会社）代表取締役副社長就任 2006年1月 慶應義塾大学大学院政策・メディア研究科特任教授就任 2006年6月 株式会社福岡銀行取締役就任 2007年4月 株式会社ふくおかフィナンシャルグループ取締役就任 2007年6月 日本電気株式会社取締役就任 2013年6月 学校法人津田塾大学評議員就任（現任） 2014年6月 オリックス株式会社取締役就任 2019年5月 当社取締役（監査等委員）就任（現任）	一株
4	※ よこ やま み ほ 横山美帆 (1970年6月2日)	1993年4月 株式会社カーギルジャパン入社 2006年12月 Carval Investors Pte. Ltd出向 2017年12月 弁護士登録（70期） 清水謙法律事務所代表弁護士（現任） 株式会社ディア・ライフ社外取締役就任（現任） 2018年6月 株式会社インフォネット社外監査役就任（現任） 2021年6月 株式会社スターフライヤー社外取締役就任（現任） 2022年3月 日本パワーファスニング株式会社取締役（監査等委員）就任（現任）	一株

- (注) 1. ※印は、新任の候補者であります。
2. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
3. 増田吉彦氏、永井栄一氏、高橋秀明氏及び横山美帆氏は、社外取締役候補者であります。
4. (1) 増田吉彦氏を社外取締役（監査等委員）候補者とした理由は、公認会計士及び税理士として財務及び会計分野の専門的見地を客観的かつ中立の立場で当社の監査に反映していただけるものと考えたためであります。
- (2) 永井栄一氏を社外取締役（監査等委員）候補者とした理由は、弁護士として企業法務に精通し、その専門家としての豊富な経験、法律に関する高い見識を客観的かつ中立の立場で当社の監査に反映していただけるものと考えたためであります。
- (3) 高橋秀明氏を社外取締役（監査等委員）候補者とした理由は、日本NCR株式会社代表取締役会長、富士ゼロックス株式会社（現富士フイルムビジネスイノベーション株式会社）代表取締役副社長等を歴任し、経営者としての豊富な経験と幅広い見識を客観的かつ中立の立場で当社の監査に反映していただけるものと考えたためであります。
- (4) 横山美帆氏を社外取締役（監査等委員）候補者とした理由は、弁護士として企業法務に精通し、その専門家としての経験、法律に関する高い見識を備えているだけでなく、他社の社外取締役及び社外監査役の経験を有しており、客観的かつ中立の立場で当社の監査に反映していただけるものと考えたためであります。
5. 増田吉彦氏、永井栄一氏及び高橋秀明氏は、現在当社の社外取締役であります。社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって増田吉彦氏及び永井栄一氏が4年、高橋秀明氏が3年となります。
6. 当社は、各社外取締役との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としており、増田吉彦氏、永井栄一氏及び高橋秀明氏の再任が承認された場合は、当該契約を継続し、横山美帆氏の選任が承認された場合は、同氏との間で同様の責任限定契約を締結する予定であります。
7. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、当社取締役を含む被保険者がその地位に基づいて行った行為に起因して法律上の賠償責任を負担した場合に被保険者が被る損害を当該保険契約により填補することとしております。各候補者は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。
8. 当社は、増田吉彦氏、永井栄一氏及び高橋秀明氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。増田吉彦氏、永井栄一氏及び高橋秀明氏が再任された場合は、当社は引き続き当該3氏を独立役員とする予定であります。また、横山美帆氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、同氏の選任が承認された場合には、独立役員として指定する予定であります。

【ご参考】各取締役候補者のスキルマトリックス

氏名	役割	社外 独立	スキル								
			企業経営 経営戦略	テクノロジー DX	M&A	財務会計	法務リスク マネジメント	人事 人材育成	国際性	アントレプ レナーシップ	
高橋 知道	代表取締役		●	●	●	●			●	●	●
大角 暢之	取締役		●	●					●		●
松井 哲史	取締役		●			●	●	●			●
西木 隆	取締役	●	●		●	●	●	●	●	●	●
増田 吉彦	取締役 (常勤監査等委員)	●	●		●	●					
永井 栄一	取締役 (監査等委員)	●	●		●		●			●	
高橋 秀明	取締役 (監査等委員)	●	●	●	●	●			●	●	
横山 美帆	取締役 (監査等委員)	●	●		●		●			●	

第4号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件

2018年5月30日開催の第19回定時株主総会において、当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）の報酬額は年額120百万円以内（但し、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。

今般、当社は、当社の取締役に対し、企業価値創造への意識向上及び株主の皆様との利益共有化を図ることを目的として、一定の譲渡制限期間及び当社による無償取得事由等の定めに従って服する当社普通株式（以下、「譲渡制限付株式」という。）を以下のとおり付与することといたしたいと存じます。

つきましては、当社における取締役の貢献度等諸般の事項を総合的に勘案いたしまして、上記の取締役の報酬額とは別枠として、取締役に対する譲渡制限付株式に関する報酬等として支給する金銭報酬債権の総額を年額24百万円以内として設定いたしたいと存じます。

また、現在の取締役は4名（うち社外取締役1名）であり、第2号議案が原案どおり承認されますと、引き続き取締役は4名（うち社外取締役1名）となります。

なお、本議案について、監査等委員会から意見はございませんでした。

【当社の取締役に対する譲渡制限付株式の具体的な内容及び数の上限等】

1. 当社は、当社の取締役に対し、当社取締役会決議に基づき、譲渡制限付株式に関する報酬等として上記の年額の範囲内で金銭報酬債権を支給し、各取締役は、当該金銭報酬債権の全部を現物出資の方法で給付することにより、譲渡制限付株式の発行又は処分を受ける。

なお、譲渡制限付株式の払込金額は、その発行又は処分に係る当社取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として、当該譲渡制限付株式を引き受ける取締役に特に有利な金額とならない範囲で当社取締役会において決定する。

また、上記金銭報酬債権は、当社の取締役が、上記の現物出資に同意していること及び下記3. に定める内容を含む譲渡制限付株式割当契約を締結していることを条件として支給する。

2. 当社の取締役に対して割り当てる譲渡制限付株式の総数40,000株を、各事業年度において割り当てる譲渡制限付株式の数の上限とする。

ただし、本議案の決議の日以降の日を効力発生日とする当社の普通株式の株

式分割（当社の普通株式の無償割当てを含む。）又は株式併合が行われた場合、当該効力発生日以降、分割比率・併合比率等に応じて、当該総数を必要に応じて合理的な範囲で調整できる。

3. 譲渡制限付株式の割当てに際し、当社と取締役との間で、以下の内容を含む譲渡制限付株式割当契約を締結する。

（1）譲渡制限の内容

譲渡制限付株式の割当てを受けた取締役は、譲渡制限付株式の交付日から当社の取締役の地位を退任する日又はその交付日の属する事業年度終了後3か月経過する日のいずれか遅い時点までの期間（以下、「譲渡制限期間」という。）、当該取締役に割り当てられた譲渡制限付株式（以下、「本割当株式」という。）につき、第三者に対して譲渡、質権の設定、譲渡担保権の設定、生前贈与、遺贈その他一切の処分行為をすることができない（以下、「譲渡制限」という。）。

（2）譲渡制限付株式の無償取得

当社は、譲渡制限付株式の割当てを受けた取締役が、譲渡制限期間の開始日以降、最初に到来する当社の定時株主総会の開催日の前日までに当社の取締役の地位を退任した場合には、当社取締役会が正当と認める理由がある場合を除き、本割当株式を当然に無償で取得する。

また、本割当株式のうち、上記（1）の譲渡制限期間が満了した時点において下記（3）の譲渡制限の解除事由の定めに基づき譲渡制限が解除されていないものがある場合には、当社はこれを当然に無償で取得する。

（3）譲渡制限の解除

当社は、譲渡制限付株式の割当てを受けた取締役が、譲渡制限期間の開始日以降、最初に到来する当社の定時株主総会の開催日まで継続して、当社の取締役の地位にあったことを条件として、本割当株式の全部につき、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除する。

ただし、当該取締役が、当社取締役会が正当と認める理由により、譲渡制限期間の開始日以降、最初に到来する当社の定時株主総会の開催日の前日までに当社の取締役の地位を退任した場合には、譲渡制限を解除する本割当株式の数及び譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整する。

(4) 組織再編等における取扱い

当社は、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する議案が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要しない場合においては、当社取締役会）で承認された場合には、当社取締役会決議により、譲渡制限期間の開始日から当該組織再編等の承認の日までの期間を踏まえて合理的に定める数の本割当株式につき、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除する。

この場合には、当社は、上記の定めに基づき譲渡制限が解除された直後の時点において、なお譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

(5) その他の事項

譲渡制限付株式割当契約に関するその他の事項は、当社取締役会において定める。

【譲渡制限付株式を付与することが相当である理由】

本議案は、企業価値創造への意識向上及び株主の皆様との利益共有化を図ることを目的として、取締役に対して譲渡制限付株式の付与のための報酬を支給するものです。

また、本議案に基づき1年間に発行又は処分される株式数の上限の発行済株式総数（2022年2月28日時点）に占める割合は0.06%とその希薄化率は軽微です。

そのため、本議案の内容は相当なものであると判断しております。

第5号議案 監査等委員である取締役に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件

2018年5月30日開催の第19回定時株主総会において、当社の監査等委員である取締役の報酬額は年額50百万円以内と決議いただいております。

今般、当社は、当社の監査等委員である取締役に対し、企業価値創造への意識向上及び株主の皆様との利益共有化を図ることを目的として、一定の譲渡制限期間及び当社による無償取得事由等の定めに従って当社普通株式（以下、「譲渡制限付株式」という。）を以下のとおり付与することといたしたいと存じます。

つきましては、当社における監査等委員である取締役の貢献度等諸般の事項を総合的に勘案いたしまして、上記の監査等委員である取締役の報酬額とは別枠として、監査等委員である取締役に対する譲渡制限付株式に関する報酬等として支給する金銭報酬債権の総額を年額10百万円以内として設定いたしたいと存じます。

また、現在の監査等委員である取締役は4名（うち社外取締役4名）であり、第3号議案が原案どおり承認可決されますと、引き続き監査等委員である取締役は4名（うち社外取締役4名）となります。

【当社の監査等委員である取締役に対する譲渡制限付株式の具体的な内容及び数の上限等】

1. 当社は、当社の監査等委員である取締役に対し、監査等委員である取締役の協議に基づき、譲渡制限付株式に関する報酬等として上記の年額の範囲内で金銭報酬債権を支給し、各監査等委員である取締役は、当該金銭報酬債権の全部を現物出資の方法で給付することにより、譲渡制限付株式の発行又は処分を受ける。

なお、譲渡制限付株式の払込金額は、その発行又は処分に係る当社取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として、当該譲渡制限付株式を引き受ける監査等委員である取締役特に有利な金額とならない範囲で当社取締役会において決定する。

また、上記金銭報酬債権は、当社の監査等委員である取締役が、上記の現物出資に同意していること及び下記3. に定める内容を含む譲渡制限付株式割当契約を締結していることを条件として支給する。

2. 当社の監査等委員である取締役に対して割り当てる譲渡制限付株式の総数15,000株を、各事業年度において割り当てる譲渡制限付株式の数の上限とす

る。

ただし、本議案の決議の日以降の日を効力発生日とする当社の普通株式の株式分割（当社の普通株式の無償割当てを含む。）又は株式併合が行われた場合、当該効力発生日以降、分割比率・併合比率等に応じて、当該総数を必要に応じて合理的な範囲で調整できる。

3. 譲渡制限付株式の割当てに際し、当社と監査等委員である取締役との間で、以下の内容を含む譲渡制限付株式割当契約を締結する。

(1) 譲渡制限の内容

譲渡制限付株式の割当てを受けた取締役は、譲渡制限付株式の交付日から当社の取締役の地位を退任する日又はその交付日の属する事業年度終了後3か月経過する日のいずれか遅い時点までの期間（以下、「譲渡制限期間」という。）、当該取締役に割り当てられた譲渡制限付株式（以下、「本割当株式」という。）につき、第三者に対して譲渡、質権の設定、譲渡担保権の設定、生前贈与、遺贈その他一切の処分行為をすることができない（以下、「譲渡制限」という。）。

(2) 譲渡制限付株式の無償取得

当社は、譲渡制限付株式の割当てを受けた取締役が、譲渡制限期間の開始日以降、最初に到来する当社の定時株主総会の開催日の前日までに当社の取締役の地位を退任した場合には、当社取締役会が正当と認める理由がある場合を除き、本割当株式を当然に無償で取得する。

また、本割当株式のうち、上記（1）の譲渡制限期間が満了した時点において下記（3）の譲渡制限の解除事由の定めに基づき譲渡制限が解除されていないものがある場合には、当社はこれを当然に無償で取得する。

(3) 譲渡制限の解除

当社は、譲渡制限付株式の割当てを受けた取締役が、譲渡制限期間の開始日以降、最初に到来する当社の定時株主総会の開催日まで継続して、当社の取締役の地位にあったことを条件として、本割当株式の全部につき、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除する。

ただし、当該取締役が、当社取締役会が正当と認める理由により、譲渡制限期間の開始日以降、最初に到来する当社の定時株主総会の開催日の前日までに当社の取締役の地位を退任した場合には、譲渡制限を解除する本割当株式の数及び譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整する。

(4) 組織再編等における取扱い

当社は、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する議案が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要しない場合においては、当社取締役会）で承認された場合には、当社取締役会決議により、譲渡制限期間の開始日から当該組織再編等の承認の日までの期間を踏まえて合理的に定める数の本割当株式につき、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除する。

この場合には、当社は、上記の定めに基づき譲渡制限が解除された直後の時点において、なお譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

(5) その他の事項

譲渡制限付株式割当契約に関するその他の事項は、当社取締役会において定める。

【譲渡制限付株式を付与することが相当である理由】

本議案は、企業価値創造への意識向上及び株主の皆様との利益共有化を図ることを目的として、監査等委員である取締役に対して譲渡制限付株式の付与のための報酬を支給するものです。

また、本議案に基づき1年間に発行又は処分される株式数の上限の発行済株式総数（2022年2月28日時点）に占める割合は0.02%とその希薄化率は軽微です。

そのため、本議案の内容は相当なものであると判断しております。

以上

株主総会会場ご案内図

会場： 東京都中央区八重洲一丁目3番7号
八重洲ファーストフィナンシャルビル2階
ベルサール八重洲



交通： 東京メトロ 東西線／銀座線／都営地下鉄 浅草線
「日本橋」駅 A7出口より直結
東京メトロ 丸ノ内線／東西線／千代田線／半蔵門線／
都営地下鉄 三田線
「大手町」駅 B10出口 徒歩2分
東京メトロ 半蔵門線／銀座線
「三越前」駅 B3出口 徒歩3分
JR線
「東京」駅 八重洲北口 徒歩4分

- ※ 駐車場・駐輪場はご用意しておりませんので、お車等でのご来場はご遠慮くださいますようお願い申し上げます。
- ※ お土産のご用意はございませんので、あらかじめご了承ください申し上げます。
- ※ 前回定時総会より会場・開催時間が変更となっておりますので、お間違いのないようご注意ください。